

○清須市情報公開・個人情報保護審査会設置条例

平成17年7月7日

条例第12号

改正 平成20年3月28日条例第5号

平成21年6月30日条例第38号

(設置)

第1条 清須市情報公開条例(平成17年清須市条例第10号。以下「情報公開条例」という。)及び清須市個人情報保護条例(平成17年清須市条例第11号。以下「個人情報保護条例」という。)の適正な運用を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、清須市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査会は、実施機関(情報公開条例第2条第1号及び個人情報保護条例第2条第2号に規定する実施機関をいう。以下同じ。)の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 情報公開条例第19条の規定による不服申立てに関する事項
- (2) 個人情報保護条例第7条第2項第8号及び第3項の規定による個人情報の収集に関する事項
- (3) 個人情報保護条例第8条第1項第6号の規定による保有個人情報の目的外利用又は外部提供に関する事項
- (4) 個人情報保護条例第9条第2号の規定によるオンライン結合による保有個人情報の提供に関する事項
- (5) 個人情報保護条例第12条第3項第5号の規定による開示請求に関する事項
- (6) 個人情報保護条例第40条第1項の規定による不服申立てに関する事項
- (7) 個人情報保護条例第46条第3項の規定による事業者に対する措置に関する事項

2 前項に定めるもののほか、審査会は、情報公開制度及び個人情報保護制度に関する重要な事項について、実施機関に意見を述べることができる。

(組織及び委員)

第3条 審査会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、情報公開制度及び個人情報保護制度に優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再委嘱を妨げない。
- 4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 5 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 7 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。
- 8 委員の報酬は、別に条例で定める。

(会長)

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審査会の調査権限)

第6条 審査会は、第2条第1項第1号又は第6号の事項の調査審議に関し、必要があると認めるときは、諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）に対

し、情報公開条例第12条第1項の決定に係る行政文書並びに個人情報保護条例第19条第1項、第30条第1項及び第38条第1項の決定に係る保有個人情報（以下「決定行政文書等」という。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された決定行政文書等の開示を求めることはできない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、決定行政文書等に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第7条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に対し、口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第8条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（提出資料の閲覧）

第9条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、閲覧を求めた当該不服申立人等以外のものの利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧について、その日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第10条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第11条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(庶務)

第12条 審査会の庶務は、総務部防災行政課において処理する。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第14条 第3条第6項の規定に違反して職務上知り得た秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年7月7日から施行する。

(最初の審査会の会議の招集)

2 委員が委嘱された日以後最初に招集される審査会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(春日町の編入に伴う経過措置)

3 春日町の編入の日（以下「編入日」という。）の前日までに、編入前の春日町情報公開条例（平成12年春日町条例第2号）第19条第1項に規定する春日町情報公開審査会又は春日町個人情報保護条例（平成17年春日町条例第1号。以下「旧春日町条例」という。）第45条第1項に規定する春日町個人情報保護審査会（以下「編入前の春日町の審査会等」という。）にされた諮問で、編入日において当該諮問に対する答申がされていないものは、清須市情報公開・個人情報保護審査会にされた諮問とみなし、諮問について編入前の春日町の審査会等がした調査審議の手

続は、清須市情報公開・個人情報保護審査会がした調査審議の手續とみなす。

4 編入日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお旧春日町条例の例による。

附 則（平成20年3月28日条例第5号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月30日条例第38号）

この条例は、平成21年10月1日から施行する。